

プランの取組内容	令和5年度の取組（実績）	令和6年度の取組（予定）
<b>(1) 組織マネジメントに関する方策</b>		
<b>① PDCAサイクルによる取組の推進</b>		
ア 働き方改革に係る学校の目標の設定の働きかけ	○年度初め、ワーク・ライフ・バランス推進目標の設定に当たり、各学校の実情に合わせて、働き方改革プランに基づいた目標を設定するよう通知した。	○年度初め、ワーク・ライフ・バランス推進目標の設定に当たり、各学校の実情に合わせて、働き方改革プランに基づいた目標を設定するよう通知する。
イ 校長の業務目標における働き方改革に係る目標設定	○各校長は自己目標の設定に当たって、業務の見直しや効率化、時間外勤務の削減、年次休暇の取得促進等に係る目標を設定した。	○各県立学校長の自己目標の設定に当たって、「学校における働き方改革」や教職員の負担軽減に資する目標を盛り込むよう依頼する。
<b>② 教職員の在校等時間の把握の徹底</b>		
ア ICTを活用した客観的な把握	○ICカードを用いた校務支援システムによる勤務状況の把握について、全ての県立学校で実施した。	○ICカードを用いた校務支援システムによる勤務状況の把握を全ての県立学校で実施する。
イ 虚偽の記録に関する指導	○記録の提出がされていない県立学校に対して、不明点を聞きとり等、必要に応じて助言・指導を行った。  ○虚偽の記録をしない、又はさせないよう、県立学校長会議や学校における働き方改革プランの取組状況調査結果の周知の際に呼びかけた。	○適正な在校等時間の管理が図られるよう、県立学校に対して機会を捉えて指導、助言を行っていく。  ○虚偽の記録をしない、又はさせないよう、県立学校長会議等の機会を捉えて指導する。
ウ 長時間勤務の改善に向けた指導・助言	○学校訪問等の機会を捉えて、各校長へ長時間勤務の改善について喚起した。（学校訪問数 31校）  ○学校訪問時に職員玄関の開錠・施錠記録を確認し、勤務時間外の状況を確認し助言した。また、学校運営協議会で話題にした働き方改革について、学校が行っている取組内容を確認し助言した。	○学校訪問等の機会を捉えて、各校長へ長時間勤務の改善について喚起する。  ○学校訪問時に職員玄関の開錠・施錠記録を確認するとともに、学校運営協議会で働き方改革について話題にしてもらう等、学校が行っている取組について助言する。
<b>③ 教職員のメンタルヘルス対策の実施</b>		
ア ストレスチェックの実施	○全ての県立学校において、ストレスチェック及び面接指導を希望する高ストレス者に対し医師による面談指導を実施した。	○全ての県立学校において、ストレスチェック及び面接指導を希望する高ストレス者に対し医師による面談指導を実施する。
イ 公立学校共済組合と連携したメンタルヘルス等健康相談事業の充実	○公立学校共済組合におけるメンタルヘルス対策事業を実施した。 【心とからだの健康相談】 8事業、延べ29,880人 【産業カウンセラー派遣事業】 19回、133人 【管理監督者のメンタルヘルス研修会】 2回、58人 【復職支援プログラム】 延べ28人	○公立学校共済組合と連携し、面談・電話・ウェブによる相談事業、カウンセラー等の派遣事業を実施する。 【心とからだの健康相談】 【産業カウンセラー派遣事業】 【管理監督者等研修会（メンタルヘルス編）】 【復職支援プログラム】 【公認心理師等によるメンタルヘルス相談事業】
<b>(2) 働きやすい環境を構築するための方策</b>		
<b>① 教職員の意識改革</b>		
ア 総合学校教育センターで実施する研修講座等への講義の導入の検討	○ワークライフ・バランスや働き方改革について以下の研修講座で取り上げた。 ・初任者研修及び中堅教諭等資質向上前期研修「メンタルヘルスの講義」 ・教頭研修講座「教頭の職務と役割の講義」	○ワークライフ・バランスや働き方改革について以下の研修講座で取り上げ、その他の講座でも取組みを検討する。 ・初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修「メンタルヘルスの講義」 ・教頭研修講座「教頭の職務と役割の講義」
イ 働き方改革に資する好事例の周知	○文部科学省が作成する事例集の活用呼びかけ及びWLB通信を活用した好事例の周知を行う。	○文部科学省が作成する事例集の活用呼びかけやWLB通信を活用した好事例の周知を行う。
<b>② 保護者・地域住民等の理解・協力の下での取組の推進</b>		
保護者、地域住民、関係団体等に対するプランの周知及び理解と協力を得るための働きかけ	○教育広報あおもりけん及びPTA連合会総会において、教職員の働き方改革への理解と協力を呼びかけた。 ○教職員の働き方のアップデートに関する取組について、令和5年度中に直ちに実行する取組3点を公表し、県民の理解と協力を求めた。	○教育広報あおもりけんへの掲載等の機会を捉え、教職員の働き方改革への理解と協力を呼びかける。 ○学校における働き方改革について、保護者向けの講演会を実施する。
<b>③ ワーク・ライフ・バランスの推進</b>		
ア 各種休暇の周知、理解の浸透	○4月、5月及び9月の3回、年次休暇の計画的な利用等について通知した。	○年次休暇や夏季休暇の計画的な利用等について、通知を発出する。
イ 学校閉庁日の設定日数拡大の働きかけ、対象期間拡大の検討	○学校閉庁日について、勤務時間が割り振られた日に年間3日以上を設定することを目標として、県立学校に周知した。	○長期休業期間以外の学校閉庁日の設定について、他県の状況など、情報収集を行う。
ウ 勤務時間外の学校への電話対応の在り方の検討	○勤務時間外の電話対応の在り方について全国照会を実施し、令和6年4月から電話対応時間は原則として勤務時間内にとすることとした。	○令和6年4月から、電話対応は原則として教職員の勤務時間内としたことを踏まえ、運用に当たっての各校からの問い合わせに対し助言を行う。

プランの取組内容		令和5年度の取組（実績）	令和6年度の取組（予定）
	エ 四週間単位の変形勤務時間制の活用 の推進	○各種研修講座等において、四週間単位の変形勤務時間制の周知を行った。	○各種研修講座等において、四週間単位の変形勤務時間制の周知を行う。
④ 専門スタッフの活用			
	ア スクールカウンセラーの配置、速やかな派遣	○定期派遣校として9校（県立中学校1校、県立高校7校、特別支援学校1校）に配置した。○その他の学校については、要請に応じて速やかに派遣した。	○定期派遣校として13校に配置する。（県立中学校1校、県立高校11校、特別支援学校1校） ○その他の学校については、要請に応じて速やかに派遣する。
	イ スクールソーシャルワーカーの配置、速やかな派遣	○県立高校6校に配置した。 ○その他の学校については、要請に応じて速やかに派遣した。 ○スクールカウンセラーと同一日に勤務できる日を定期的に設けるなど、スクールカウンセラーと連携して問題の改善を図った。	○県立高校6校に配置する。 ○その他の学校については、要請に応じて速やかに派遣する。 ○スクールカウンセラーと同一日に勤務できる日を定期的に設けるなど、スクールカウンセラーと連携して問題の改善を図る。
	ウ 部活動指導員の配置	(3) ②に同じ	(3) ②に同じ
	エ スクール・サポート・スタッフの配置、有効活用に関する情報提供	○県立高校に26人、特別支援学校に20人（各校1名）を配置した。	○県立高校に26人、特別支援学校に23人を配置する。 ○スクール・サポート・スタッフ配置校における課題や業務の依頼方法等を取りまとめた事例集について、配置校からの意見等を踏まえ内容の更新を行い、情報提供を行う。
	オ 学校図書館サポーターの配置	○県立高校10校に配置した（10校のうち4校は兼務）。	○県立高校10校に配置する（10校のうち4校は兼務）。
	カ スクールライフサポーターの配置	○県立高校3校に配置した。	○県立高校3校に配置する。
	キ スクールロイヤールの配置、速やかな派遣、有効活用に関する情報提供	(5) ②に同じ	(5) ②に同じ
(3) 部活動による負担を軽減するための方策			
① 部活動の指針の徹底			
	ア 休養日及び活動時間の遵守に関する指導（運動部）	○「運動部活動の指針」について、学校管理職及び部活動の指導者等に周知するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の充実を図るため、「部活動の在り方に関する研修会」を開催した。 ○運動部活動調査の結果を各市町村及び関係団体等へ公表するとともに、指針に示された活動及び休養日等の遵守に向け、県小・中・高等学校長会、県高体連、県高野連、県中体連と情報共有を図った。	○「部活動の在り方に関する研修会」を開催し、管理職及び部活動の指導者等に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針」の浸透を図ることで、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を整備する。 ○運動部活動調査を実施することで活動状況を把握し、県高等学校長会、県高体連、県高野連等と活動状況について情報共有を図る。
	(文化部)	○部活動の適切な運営のための体制整備、適切な休養日等の設定の定着を図るため、県立学校に対して働きかけた。	○部活動の適切な運営のための体制整備、適切な休養日等の設定の定着を図るため、県立学校に対して継続的に働きかける。
	イ 関係機関に対する大会運営等の見直しに関する働きかけ（運動部）	○県高体連等の会議に参加し、大会の開催状況について情報共有を図った。 ○県高体連を通じて、各競技団等に対して大会の開催方法や開催日数等について、実情に応じて見直しを図るよう助言した。	○県高体連等の会議に参加し、大会の開催状況について情報共有を図るとともに、必要に応じて大会運営について助言する。 ○県高体連を通じて、各競技団等における大会の開催方法や開催日数等について、見直しを図るよう助言する。
	(文化部)	○県高文連と大会運営等に係る情報共有を図り、働き方改革に向けた見直しに係る助言を行った。	○県高文連と大会運営等に係る情報共有を図り、必要に応じて見直しに係る助言を行う。
	ウ 参加する大会等の精選に関する学校への働きかけ（運動部）	○「運動部活動の指針」について、学校管理職及び部活動の指導者等に周知するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の充実を図るため、「部活動の在り方に関する研修会」を開催した。 ○運動部活動調査の結果を各市町村及び関係団体等へ公表するとともに、指針に示された活動及び休養日等の遵守に向け、県小・中・高等学校長会、県高体連、県高野連、県中体連と情報共有を図った。	○「部活動の在り方に関する研修会」を開催し、管理職及び部活動の指導者等に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針」を周知することで、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。 ○「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針」に基づく活動となるよう県高等学校長会、県高体連、県高野連等と活動状況について情報共有を図るとともに、必要に応じて助言する。
	(文化部)	○学校からの相談はなかった。	○学校から相談があった場合、必要に応じて助言する。
② 部活動指導員の活用			
	ア 部活動指導員の配置（運動部）	○県立中学校1名、県立高校6校各1名を配置し、部活動指導員の配置に係る効果を検証した。また、15市町村に対し53名分を補助し、市町村立中学校の働き方改革を支援した。	○部活動指導に係る負担が大きい学校に部活動指導員を配置し、負担軽減を図る。 ○県立中学校1名、県立高校6校各1名を配置。16市町村81名分を補助する。
	(文化部)	○文化部活動の指導に係る負担が特に大きいと認められ、教員の負担軽減に取り組むために配置を希望する県立高等学校3校（青森東高校、五所川原高校、八戸工業高校）及び県立中学校に文化部活動指導員を1名ずつ配置し、負担軽減を図った。	○文化部活動の指導に係る負担が特に大きいと認められ、教員の負担軽減に取り組むために配置を希望する県立高等学校及び県立中学校に文化部活動指導員を配置し、負担軽減を図る。

プランの取組内容	令和5年度の取組（実績）	令和6年度の取組（予定）
イ 部活動の適正化や指針の浸透のため、部活動指導員に対する研修の実施（運動部） （文化部）	○学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の充実を図るため、「部活動の在り方に関する研修会」を開催した。 ○部活動指導員に対する研修について、任用前の研修に役立てるよう研修資料を配置校へ送付するとともに、「部活動の在り方に関する研修会」への参加を促した。 ○文化部活動支援員に対し、生徒への接し方や指導者の心構え等に関する研修を実施した。	○学校管理職及び部活動の指導者等を対象にした「部活動の在り方に関する研修会」を開催し、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。 ○配置校において、部活動指導員任用前の研修に役立てることができるよう、研修資料を作成し、配置校へ送付する。 ○文化部活動支援員に対し、生徒への接し方や指導者の心構え等に関する研修を実施する。
<b>③ 部活動の地域移行の推進</b>		
中学校における休日の部活動の地域移行の推進（運動部） （文化部）	○「青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画」を4月8日に策定した。県立中学校をモデル校に、国の事業を活用して、バスケットボール、ハンドボール、剣道の3競技で休日の部活動の地域移行に係る課題について実践研究に取り組んだ。 ○県立三本木高等学校附属中学校に配置する文化部活動指導員を活用し、同中学校での地域移行に向けた検討を行った。	○県立中学校をモデル校として、バスケットボール、ハンドボール、剣道に加えて野球の4競技で休日の部活動の地域移行に係る課題について実践研究に取り組む。また、構築した人材バンクの運用により、地域クラブ活動の指導者の確保に取り組む。 ○県立三本木高等学校附属中学校に配置する文化部活動指導員を活用し、同中学校での地域移行に向けた検討を進める。
<b>（4）成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策</b>		
<b>① ICT活用の推進</b>		
ア 統合型校務支援システムの効率的な運用	○全県立学校において、統合型校務支援システムの運用が行われ、業務の効率化を図った。	○成績処理等の業務の効率化を図り、教員が子どもたちと向き合う時間を確保する。
イ 学習教材コンテンツ等ICT教育のサポート	○ICTを効果的に活用した授業実践事例や学習教材コンテンツをグループウェア上で共有した。	○グループウェア等を活用し、学習指導案等の実践事例や学習教材コンテンツを学校間で共有できるようにする。
ウ 学校への連絡・調査等について、職員ポータル及び統合型校務支援システムの活用	○県立学校への連絡・調査等について、グループウェアの「ウェブメール」や「閲覧・レポート」、「アンケート」機能等を活用した。	○県立学校への連絡事項等については、「ウェブメール」や「閲覧・レポート」等グループウェアの機能のほか、統合型校務支援システムの「アンケート」等を活用する。
エ 要項・運用・マニュアル等について、職員ポータルに掲載できるよう、学校が随時確認できるように、職員ポータルや統合型校務支援システムへ掲載	○要項・運用・マニュアル等について、学校が随時確認できるように、職員ポータルの「文書管理」機能や「閲覧」機能、統合型校務支援システムを活用した。 ○情報公開制度や行政文書分類基準表などのフォルダを整備し、学校における資料閲覧の利便性向上を図った。 ○監査等の結果に関する各学校への情報提供や教育委員会事務分掌表について、メールによる通知だけでなく、グループウェア「文書管理」に関係データを蓄積して参照できるようにし、利便性の向上を図った。	○要項・運用・マニュアル等について、学校が随時確認できるように、職員ポータルに掲載する。 ○フォルダを整備し、学校における資料閲覧の利便性向上を図る。 ○URL等で閲覧の利便性を図る。 ○監査等の結果に関する各学校への情報提供や教育委員会事務分掌表について、メールによる通知だけでなく、グループウェア「文書管理」に関係データを蓄積して参照できるようにし、利便性の向上を図る。
オ 会議等のweb会議システムやオンデマンド配信の活用	（5）①イに同じ	（5）①イに同じ
カ 学校と保護者等間の連絡手段の在り方の研究	○働き方改革の推進におけるICTの活用について、各所属から相談があった際に対応できる体制をとった。 ○学校と保護者等間の効果的な連絡手段について情報収集し、必要に応じて情報提供するとともに、令和6年度からの事業構築を行った。 ○学校から保護者への緊急時の連絡手段として、緊急連絡メールの一斉送信を実施した。	○学校と保護者等間の効果的な連絡手段について情報収集し、必要に応じて情報提供するとともに、令和6年度から保護者等外部との情報共有や連絡手段についてデジタル化に切り替える。 ○学校から保護者への緊急時の連絡手段として、緊急連絡メールの一斉送信を実施する。
<b>② 報告書の様式等の簡素化</b>		
ア 様式等事務手続きの簡略化	○事業等に係る事務手続で、一部について様式を簡略化した。 ○照会への回答様式を一部簡略化した。 ○エクセルファイル等を活用した報告・回答の簡略化を行った。 ○監査等の結果報告は青森県電子申請・届出システムにより行うことを基本とし、事務作業の負担の軽減を図った。	○事業等に係る事務手続で、簡略化できる様式・手続があるか検討する。 ○照会への回答様式等を可能な限り簡略化する。 ○監査結果等の報告を青森県電子申請・届出システムにより行うことを基本とし、書類作成及び差替え作業等の負担を軽減。
イ 報告や回答の簡略化	○事業等に係る報告・回答のうち、一部メールやフォームでの回答に切り替えた。 ○給与関係の調査や簡易な調査等は、電子メールのみでの提出（紙媒体での提出不要）とし、かがみ文書も不要とした。	○事業等に係る報告・回答で、簡略化できるものがあるか検討する。 ○給与関係の調査や簡易な調査等の回答について、電子メールのみでの提出（紙媒体での提出不要）とし、かがみ文書も不要であることを周知とする。 ○研修後アンケートについて、フォームによる回答にするとともに、スマートフォン等から回答できるようQRコードの活用を検討する。
<b>③ 調査内容・方法等の見直し</b>		
ア 調査の見直し	○エクセル形式及びフォームを活用した。 ○県が公立学校に対して行う調査・会議等の実態把握調査を実施した。 ○調査内容が簡略化できるものがあるか、調査事項が削減できないか検討し、一部の調査について調査項目を削減した。 ○これまで記述式で回答してもらっていたものを選択式にした。	○調査の見直しや調査内容が簡略化できるものがあるか、調査事項が削減できないか検討する。 ○県が公立学校に対して行う調査・会議等の実態把握調査の集計及び、改善策の検討を行う。 ○県教育委員会が実施する調査の見直しの方法を検討する。
イ 必要性を検討した上での調査の実施	○必要性の低いものについて調査を廃止した。 ○調査事項を一部削除した。 ○他課の調査を複数合わせて当室の分析データとしてできるものは、学校に調査しないこととした。 ○学校に対する調査は必要最小限とした。	○必要性の低いものについては廃止を検討する。 ○調査事項の廃止や削減について検討する。 ○県教育委員会が実施する調査の見直しの方法を検討する。 ○他課の調査を複数合わせて当室の分析データとしてできるものは、学校に調査しないこととする。 ○学校に対する調査は必要最小限とする。

プランの取組内容		令和5年度の取組（実績）	令和6年度の取組（予定）
	ウ 学校への連絡・調査等について、職員ポータル及び統合型校務支援システムの活用	(4) ①ウに同じ	(4) ①ウに同じ
<b>④ 事務処理の効率化</b>			
	ア 高等学校等就学支援金の申請事務のオンライン化	○全校を対象に保護者等による申請事務のオンライン化を実施した。	○全校を対象に保護者等による申請事務のオンライン化を実施する。
	イ 全ての学校において学校徴収金（学校給食費を含む。）の徴収の口座振替の実施	○現金で徴収している給食費について、口座振替について、現行システムを利用できないか、学校の意見を聞きながら検討を行った。  ○学校訪問時や校長会等の機会を捉え、口座振替について推奨するため説明を行った。	○県立中学校及び県立特別支援学校小・中学部の給食費の無償化に伴い、徴収業務は大幅に解消するが、残りの幼稚部・高等部については引き続き検討する。  ○学校訪問時や校長会等の機会を捉え、口座振替について説明し、推奨する。
<b>(5) 外部対応による負担を軽減するための方策</b>			
<b>① 校外の会議・研修の見直し</b>			
	ア 会議・研修等について、在り方を検討した上での実施	○必要性や在り方について検討し、実施方法について見直しを行った。 ○会議の出席の仕方を見直し、前年度から継続している担当者については同じ内容の会議への出席を不要とした。 ○一部の研修会を、参集型とオンラインによるハイブリット形式で実施した。 ○県が公立学校に対して行う調査・会議等の実態把握調査を実施した。 ○待ち時間が最小限となるようスケジュールを工夫した。	○必要性や在り方について検討した上で実施する。 ○県が公立学校に対して行う調査・会議等の実態把握調査の集計及び、改善策の検討を行う。 ○県立学校長会議の資料を紙からデータ配布に改め、各学校内で効果的・効率的に情報共有できるようにする。
	イ 会議等のWeb会議システムやオンデマンド配信の活用	○集合式で行っていた会議をオンライン形式で行った。 ○一部の研修会を、参集型とオンラインによるハイブリット形式で実施した。 ○教職員の人事評価制度に係る評価者研修会について、希望者はオンラインにより参加できることとしている。 ○会議等のオンデマンド配信への切替を検討した。	○参集型とオンラインによるハイブリット形式で研修会を実施する。 ○オンラインで開催している会議は継続、集合型で開催している会議は、オンラインでの開催を検討する。 ○会議等のオンデマンド配信への切替を検討する。
<b>② 学校運営上のトラブルに対応する教職員の負担軽減</b>			
	スクールロイヤーの配置、速やかな派遣、活用事例等の情報共有	○定期相談会を各地区で合計11回実施するとともに、スクールロイヤーを随時学校へ派遣し、延べ53件の法務相談を実施した。 ○外部対応に係る教職員の研修会を11回実施した。 ○法務相談の活用事例を周知するため、事例の収集を行った。	○年3回の定期相談会や学校への派遣等により法務相談を実施する。 ○教職員を対象とした外部対応等に係る研修会を実施する。 ○法務相談の活用事例を周知する。